

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成24年4月5日(2012.4.5)

【公表番号】特表2006-512498(P2006-512498A)

【公表日】平成18年4月13日(2006.4.13)

【年通号数】公開・登録公報2006-015

【出願番号】特願2004-564983(P2004-564983)

【国際特許分類】

D 21 F 3/08 (2006.01)

D 21 G 1/02 (2006.01)

【F I】

D 21 F 3/08

D 21 G 1/02

【誤訳訂正書】

【提出日】平成24年2月10日(2012.2.10)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0033

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0033】

本発明の第3の実施形態において、犠牲材料の使用が回避される。この点で、材料は、ポリマー樹脂であってもよく、所定のパターンでロールカバー基部基板に置かれる。基部基板が使用される場合には、ポリマー樹脂材料は基部基板内に浸透し、所望により、所定のパターンでその上に所望の厚さの層を形成する。上記パターンは、基部基板の表面の両方の寸法のほぼ全体にわたって延在し、且つ、分離した開口区域の配置を規定する連続ネットワークとすることができる、該分離した開口区域は、製造されるカバーを通って又は基部基板の表面上にある、対応する分離した穴の配置の最終的な位置になる。分離した開口区域は、所定のパターンのアウトラインまたは他の表示を形成してもよい。